

第9回土地家屋調査士民間紛争解決手続代理権認定考査問題の出題意図

第1問

第1問は、短期取得時効に加えて、一般的に相隣地の境界紛争の原因となることが多い売買の事実を入れた。具体的事案において法的問題点の理解を問うとともに、申立人・相手方それぞれの立場においてなすべき法的主張及び具体的事実を問うことにより、民間紛争解決手続代理関係業務において最低限必要とされる法的素養ないし法的問題点に対する理解の程度をはかることを出題の意図としている。

小問1

本問は、本件における権利関係を前提として、Aの立場で、紛争解決のためにどのような申立内容が必要となるのか、端的に申立ての趣旨を問う問題である。

小問2

本問は、本件紛争において係争の対象となっている法的権利関係に関して、Aによる申立ての趣旨の訴訟物の理解を問う問題である。

小問3

本問は、Aの申立てに対して、Bの抗弁事実として、時効取得以外にどのような主張ができるかを問う問題である。

小問4

本問は、Bの立場から短期取得時効の成立を主張する場合の民法上の要件について基本的な理解を問う問題である。

小問5

本問は、短期取得時効の要件である無過失の根拠となる事実（評価根拠事実）を列挙させることにより、具体的な事案の理解を問うことを目的とした問題である。

小問6

本問は、AがBの短期消滅時効の主張を争う場合に、無過失の成立を妨げる具体的事実（評価障害事実）を列挙させることにより、具体的な事案の理解の程度を問うことを目的とした問題である。

第2問

第2問は、認定土地家屋調査士が、Aから隣地との筆界特定手続を依頼されたが途中で依頼を解消された後に、隣地所有者であるBから民間紛争解決手続代理関係業務（AがBに対して申し立てたもの）の依頼を受けたという設定である。筆界特定手続の業務を中止した段階によって小問を分け、Bの依頼を受任できるかを土地家屋調査士法、倫理規程上から検討させる問題である。

以上